

## 計算書類に対する注記（倉橋拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

## (2) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金  
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構において退職手当共済契約を締結し退職給付準備をしている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

## (1) 柳光拠点区分の財務諸表

第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式

## (2) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ・各拠点区分におけるサービス区分の内容

倉橋拠点

「特別養護老人ホーム 倉橋」

「グループホーム 倉橋」

「デイサービス 倉橋」

「ショートステイ 倉橋」

「居宅介護支援」（公益事業に該当するが、特別養護老人ホーム施設の経営に付随している為、サービス区分としている）

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	126,700,000	0	0	126,700,000
建物	716,574,491	0	19,474,846	697,099,645
建物附属設備	327,751,970	0	27,243,822	300,508,148
合計	1,171,026,461	0	46,718,668	1,124,307,793

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地（基本財産）	126,700,000円
建物（基本財産）	697,099,645円
建物附属設備（基本財産）	300,508,148円
計	1,124,307,793円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	1,055,668,000円
計	1,055,668,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	749,032,565	51,932,920	697,099,645
建物附属設備	373,158,325	72,650,177	300,508,148
小計	1,122,190,890	124,583,097	997,607,793
その他の固定資産			
建物附属設備	274,536	49,048	225,488
構築物	43,209,620	10,555,481	32,654,139
介護用機械器具	31,722,456	11,203,134	20,519,322
器具及び備品	86,815,983	37,057,599	49,758,384
有形リース資産	28,138,260	14,889,586	13,248,674
小計	190,160,855	46,039,896	144,120,959
合計	1,312,351,745	170,622,993	1,141,728,752

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	60,271,616	0	60,271,616
未収金	184,500	0	184,500
未収補助金	6,602,000	0	6,602,000
合計	67,058,116	0	67,058,116

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにする

のために必要な事項

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業等について

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業等の補助金科目について、マスク等の衛生用品購入費用に充てたものは補助金事業収益(公費)に計上し、備品購入に充てられたものは施設整備等補助金収益に計上している。

また、施設整備等補助金収益に計上したものについては、同額を国庫補助金等積立金に積立てており、固定資産に計上したものについては、それぞれの耐用年数で取崩し、固定資産以外(10万円以下)の費用計上したものについては、一括で取崩ししている。

(2) 未収補助金について

入金時に計上していた補助金事業収益を、補助金事業の対象期間の属する年度に正しく計上するため、今年度より未収補助金を把握し、計上している。